

保険証・減額認定証 が更新されます

問合せ 住民課戸籍保険グループ
☎76・2130



色は黄色のままです

保険証が更新されます
現在お使いの保険証は、7月31日で有効期限を迎えます。7月中に新しい保険証を送りますので、お手元に届きましたら古い保険証は破棄してください。

減額認定証も更新されます

減額認定証は、住民税非課税世帯の方が、入院したときの医療費の自己負担限度額や食事代の自己負担額を軽減するために必要なものです。現在お使いの減額認定証も、7月31日に有効期限を迎えますので、更新されます。

次の方には、新しい減額認定証を7月中にお送りします。
○現在、減額認定証を持っていて、世帯全員が住民税非課税と判明している方
現在には要件に該当していない方も、8月から該当する場合がありますので、入院中、または、入院予定の場合はお問い合わせください。



色はオレンジのままです

窓口負担割合

医療機関での窓口負担の割合は、現役並み所得者の方（住民税課税所得が16万円以上ある被保険者と、その方と同じ世帯の被保険者の方）は3割、それ以外の方は1割です。

区分	自己負担限度額	
	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み所得者	44,400円	80,100円+1%*1 44,400円*2
一般	12,000円	44,400円
減額認定証をお持ちの方	8,000円	区分Ⅱ 24,600円
		区分Ⅰ 15,000円

*1 1%とは、(医療費総額-267,000円)の1%です。
*2 過去12カ月に3回以上高額療養費の支給を受け、4回目以降の支給を受ける場合です。

区分	食事療養標準負担額 (療養病床以外に入院)	生活療養標準負担額 (療養病床に入院)	
	食事代	食事代	居住費
現役並み所得者・一般	260円	460円	320円
減額認定証をお持ちの方 区分Ⅱ	過去12カ月で 90日までの入院	210円	
	過去12カ月で 90日を超える入院	160円	
区分Ⅰ	年金受給額が 80万円以下	100円	
	高齢福祉年金を 受給している	100円	0円



入院時の食事代

入院時の食事代は1カ月の自己負担限度額に含まれません。食事代は、住民税課税状況に応じた負担額があります。減額認定証交付対象の方も認定証を提示しないと一般区分の食事代になりますのでご注意ください。

保険料率は変わりません

平成23年度の保険料の計算方法と保険料率は、昨年度と変わりません。

7月中に保険料額の決定通知書を郵送しますので、ご確認ください。

保険料は、安心して医療を受けるための貴重な財源ですので、忘れずに納めましょう。

※年度途中で後期高齢者医療保険に加入したときは、加入した月からの月割で保険料を計算します。

保険料の納め方を口座振替に変更できます

納付書で納めている方や年金から天引きされている方は、口座振替に変更することができます。

口座振替を希望する方は、住民課町税グループへお申し出ください。

お申し出の際には、保険証、預金通帳、通帳のお届け印が必要です。

※年金からの天引きから口座振替に切り替わる時期は、お申し出の時期により異なります。

問合せ 住民課町税グループ
☎76・2130

国保税率が改正されます

問合せ 住民課町税グループ
☎76・2130

国民健康保険税（国保税）は、それぞれの収入や資産、加入世帯員数に応じてお金を出し合い、病気やケガなどの医療費に充てる税金です。

本町の医療費は、年々増加する傾向にあり、また、今年度は、課税の基礎となる国保加入者の所得が減少したことで、現在の税率では国保税の収入額が大きく減少することが見込まれ、大幅な財源不足が生じます。

この財源不足を補うために国保基金（貯金）を取り崩す

表 1 平成23年度の国保税率表

	賦課基準	医療分		支援金分		介護分	
		改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
所得割①	前年の総所得金額などから基礎控除33万円を引いた額	5.6%	7.8%	1.0%	1.6%	0.9%	1.4%
資産割②	今年度に納付すべき土地と家屋にかかる固定資産税額	38.0%	46.0%	6.0%	7.6%	7.6%	9.6%
均等割③	加入者1人につき	30,000円	36,000円	6,000円	7,000円	9,000円	10,000円
平等割④	加入1世帯につき	25,000円	32,000円	4,000円	5,200円	6,000円	6,800円
課税限度額	①～④の合計額の限度額	500,000円	510,000円	130,000円	140,000円	100,000円	120,000円

国保税額は、医療分と、後期高齢者医療制度を支援する目的の支援金分、40歳から64歳までの人が納める介護保険料の介護分の合計額で算定します。

と、国保基金はほとんどなくなってしまう国保事業の運営に支障をきたします。

国保事業を安定的に運営するために、今年度はその財源である保険税率を改正せざる

を得ない状況となりました。皆さんのご理解をお願いいたします。

国保税の軽減

○ 離職者の軽減

倒産や解雇、雇い止めなどにより離職した方は、国保税が離職日の翌日から一定の期間軽減されます。

対象者

次の①～③のすべてに該当する方です。

① 離職日が平成22年3月31日以降

○ 離職日に65歳未満

② 雇用保険受給資格者証の離職理由コードが「11、12、21、22、23、31、32、33、34」のいずれか

※ 季節的に雇用されている方や定年退職者、自己都合の退職者は対象外です。

○ 軽減の内容

国保税を算定するにあたり、対象者の前年の給与所得を100分の30とみなします。

※ 給与所得以外の所得や対象者以外の被保険者の所得は軽減の対象外です。

○ 適用期間

離職の翌日から翌年度末までです。

○ 申告方法

次のものをお持ちになり、住民課へお越しください。

次のもものをお持ちになり、住民課へお越しください。

○ 雇用保険受給資格者証

○ 印鑑
軽減を受けるには申告が必要でです。

○ 所得に応じた軽減

前年中の世帯の合計総所得額が表2の基準以下の場合、均等割と平等割が軽減されます。

表 2 所得に応じた国保税の軽減基準

世帯の合計総所得額	軽減率
33万円以下	7割
33万円 + [24万5千円 × (世帯主以外の加入者数 + 世帯主以外の旧国保加入者数)] 以下	5割
33万円 + [33万円 × (世帯の加入者数 + 世帯の旧国保加入者数)] 以下	2割

旧国保加入者とは、国保から後期高齢者医療保険に移行した方です。